

家庭と少年

保護

司法省保護局長 森山武市郎 述

特246

463



0039160000

0039160-000

特246-463

家庭と少年保護

森山武市郎・述

司法保護協会

昭和17

AGI

特246
463

家庭と少年保護 目次

- 一、近頃の少年犯罪……………一
- 二、少年犯罪の原因……………二
- 三、戦争と少年犯罪……………四
- 四、戦争と嫉の弛み……………五
- 五、少年工の不良化……………九
- 六、社会の事情と少年不良化……………一一
- 七、少年は國の寶……………一四
- 八、少年を護る心……………一七
- 九、少年保護の制度……………一九
- 十、少年保護處分の全國化……………二三
- 十一、家庭と少年保護……………二五
- 十二、日本の母の務……………二九

表紙裏紙（アサヒカメラ編・世界寫眞作集より）



家庭と少年保護

森山武市郎述

一、近頃の少年犯罪

は新聞を御覽になりまして、少年の不良化、或は少年犯といったやうな
 つたことに御氣づきのことと存じます。實際におきましては、支那事變
 から、少年の犯罪がよほど殖えて參つたので御座います。それはどんな
 方面の青少年に殖えてきたかと申しますと、一般的に言つて青少年工の犯罪が殖えま
 したし、又學生の犯罪が殖えて參りました。又その犯罪のやり口を見ますと、支那
 事變前に較べて荒つばいやり口が多くなつて參りました。又集團犯罪といつて、一人



でなく所謂團體を組んで色々良くないことをするものが殖えて參つたのであります。我國は今、大東亞戦争の目的を完遂する爲に、一億の國民が一人の落伍者もなく日臣民道を實踐し、職域奉公の誠を捧げねばならぬ時であります。それなのに、國民の中に、前も明日を双肩に擔ふべき青少年の中に、犯罪に陥る者がかういふやうに多くなり、そのやり方も悪質になつて來てゐるといふことは、是は容易ならざる大問題であります。かういふ現状に直面して、私共はどうしたら良いかといふことを、篤と考へて見なければなりません。

二、少年犯罪の原因

このことを考へるに就きましては、先づ、一體少年達はどんな原因やどんな動機で惡の道に陥り込んで行くのか、それに就いて私共はどういつたやうなことを差當り考へなければならぬかといふことが、大切な問題であります。

大體、少年が悪くなり、その程度が進んで所謂犯罪といふ恐ろしい方面に奔つて行くといふのには、普通の場合ですと大體三つの原因があるのであります。その一つは遺傳でありまして、盜癖があるとか或は精神病があるとかいふやうな場合、是は子供には何も罪はないのであります。親護りの悪い性質を受繼いだが爲に、惡の道に陥り込んで行くのであります。是はその本人に取つては、最も可哀さうな原因であります。その二は生活環境が悪いことでありまして、家庭教育が悪いとか或は悪い友人を持つてゐるとかいつたやうなことが原因になつて、不良となつて行くのであります。その三は訓練の不足といふことで、義務教育であるとか、職業教育であるとかいふものが悪い爲に、不良になつて行くのであります。大體、大きく分けると此の三つの原因があるのであります。是が立派な正三角形をなす場合は、子供はすく／＼伸びて行くのであります。これに反して曲線的な三角形をなす場合には、そこに「不良兒」などといふ可哀さうな言葉が出來てき、その子供は忽ち犯罪の中に陥ち込んで行くの

であります。私共が澤山の不良少年に接して、なるほど、かういつたやうな家庭に生れ、かういつたやうな育て方をされたならば、不良になるのは當然だ、もし假りに自分がかういふ育て方をされたならば、自分も今は何處かの刑務所で飯を食つてゐるのであらうと思はれる場合が、相當あるのであります。さういふ場合は、その少年は全く可哀さうなものであります。

三、戦争と少年犯罪

で、それならば、現在のやうに戦争の場合に、不良少年が特に殖えて行くのは、一體どんな原因によつてであるか？ さういふことが次の問題であります。只今申し上げました三つの原因の中の、遺傳といふものは、是は平常の場合でも戦争の場合でも大した違ひはありません。戦争の場合に、特に強く現れて参ります原因は、今申しました環境の不良といふことと、それから訓練の不足といふことでありまして、是が色々

の形で戦争の際に現はれて来るので、その爲に不良少年も殖えて行くのであります。

この二つの原因は、どういつたやうな形で現れて来るかと言ひますと、是をこまかく分ければ際限がありませんが、大體五つに分けて申上げることが出来るのであります。

その一は、少年に対する家庭教育の力がずつと弱くなつて行くといふこと、その二は、社會に於て、少年勞働力に対する異常な需要の結果、彼方からも此方からも少年の引つ張り手が多く出て来ること、その三は、社會一般の影響を受けること、その四は、學校教育が低下して来ること、その五は、警察官などの手不足が生じて来ること——こんな風に分けることが出来るのであります。大體斯様な原因に依りまして、戦争の際には、不良少年がずつと殖えて来るのであります。

四、戦争と賤の地み

以上の五つの原因に就いてもう少し詳しく申上げて置きたいと思ひますが、第一は、戦争の際に家庭教育の力が弱められるのはなぜであるかといふことであります。

申上げる迄もなく、少年といふものは家庭といふ地盤の上に育つて行くものであります。少年に關する限り、家庭は、もうのつびきならぬ大切な地盤であります。この地盤が良いものであれば少年は悪くなりません。反對にその家庭が悪い場合には、生れた當座は良い少年であつても、それは石の上に良い種子を蒔くのと同じこと、或は又少し悪い砂地に種子を蒔くのと同様であります。勿論、少年は、天與の素質さへ悪くなければ、すすくと伸び育ち行くものでありますから、その家庭が、所謂嚴父慈母の愛を以てうまく調節されて、ふわりとした雰囲気の中で子供が育つて参りますと、先づ悪くなることはありません。然し乍ら、嚴父慈母の愛といふものが、良い内容で子供に向つて行かないことがあるのであります。例へば双親が亡くなつてゐるか、或は繼父、繼母であるといふやうな場合、或は子供を仕込む上に於て、その父親

と母親との意見が食ひ違つてゐるとか、或は又躰けの上に於て甘やかしてをつて、小遣錢をやり過ぎるとか、或はやらな過ぎるとかいふやうに、所謂嚴父慈母の愛の調節がうまく行かないと、子供が駄目になつて行くことがあるのであります。ところが、戦争の場合に於てはそれがどうなるかと申しますと、場合に依つては父親が出征することもあり、或は子供を残して遠い所へ勞働に出かけることもあり、さうすると母親だけの愛になつて來ることもあります。或は又、平常の場合ならば働く必要もない、働かないであらうといふやうな母親が、手不足でありますために外へ働きに出るといふ場合もあります。さういふことになると、子供に對する躰の上に、大なり小なり、ひびが入つて來るのであります。

然し只今申しましたやうな、父親の出征に依つて子供が不良になつた事例は、日本に於いてどれ位あるかと言ひますと、是は私共の方で餘程注意して調査しましたけれども、餘りありません。第一次世界大戦の際には、或る調査に依りますと、英國の或

地方の不良少年中の約三割は、父親が出征した家庭から出てゐるといふことになつて居りますが、之に反して我國は、有難いことには、家族制度の國柄でありますために、よしんば父親が出征しても、その爲に子供が不良になつてゐるといふ例は非常に少いのであります。これは洵に日本の有難さだと申さなければなりません。先に申しましたやうに、父も働きに出る、母も働きに出る、あとには子供だけが四、五人残つて、學校から家庭へ歸つても何もすることは無い、母親から見れば可哀さうなものである。しかも懐ろは温かいといふので、今迄は一錢位づゝしかやらなかつた小遣を十錢やる、二十錢やる、といふやうになる、といふやうな事になりますと、子供は段々無駄使ひを覚え、つひには金が足りなくなるといふやうな所から、段々取返しのつかないやうなものになつてしまふのであります。

或は又、さういふ場合でないにしても、とにかく親の懐ろが温いために、子供の懐けといふことにはつきりした考へを持つてゐない人達は、自分の子供に對して、深い

考へもなく過分な小遣錢を與へるのであります。さういふことがやはり子供の不良化する一つの原因となるのであります。

五、少年工の不良化

次に、少年工の犯罪の殖えた原因としては、御承知の如く、戦争になりますると、若い働き盛りの人々で出征しなければならぬ人がどしどし殖えて、所謂猫の手も借りたといふやうになり、今迄使はうともしなかつた少年達が、どしどし産業方面に動員されるといふことになるのであります。少年工の中には、農村、漁村といふやうな方面から大都會、中都會へ動員されて来る少年もあり、或は從來から都會の家庭に住んで居つたものが、新に家庭を出て、毎日通勤するやうになつたといふ少年達もあるのであります。是等は悪くなつて行く道行きは少し違つて居ります。地方から動員されて都會の工場に狭め込まれたものは、今迄汽笛一つ聞えなかつた片田舎から、

今度は、朝から晩まで猛烈に機械の廻つてゐる工場の中で暮して行かなければならぬといふやうな、激しい環境の相違から、初めの中は、大部分の者がぼんやりとしてしまふのであります。そして、父戀し母戀し、と言つて歸る譯には行かない。しかも工場に良い寄宿舎でもありませんれば結構であります。寄宿舎のない工場も相當多いのであります。さうしますと、同じ年頃の少年職工達が、同じアパートの一室に、歸つて来て寝轉んでゐる、懐ろに金はある、親の監督はないといふのでありますから、つい知らず識らずの裡に段々と悪に深入りをしてしまふ——さういふ場合が多いのであります。収入の多い職工達に限つて悪いことをする者が多いのであります。

家庭から通勤する少年職工の場合はどうかと言ひますと、最近、少年でも一寸腕がありますと、相當の収入がありますから、今まで厄介ばかりかけて居た自分の子供が相當金を持つて来る、家庭の補助をして呉れる、親達はもうたゞ嬉しくて、さういふ少年を目するに一人前のがつちりとした稼ぎ手として扱ふ。少し見兼ねるやうなこ

とがあつても喧しいことは言はない、小遣錢も自由に使ふことを許す、子供の方でも無理無分別でありますから、自分は立派な稼ぎ手であると思ふ——さういふやうにして是亦段々悪くなつて行くのであります。

六、社會の事情と少年の不良化

次に第三の原因は、戦争に依りまして、社會の事情が變つて行き、そしてその變つて行つた事情が少年達に良くない影響を與へるといふことであります。皆さんも體驗して居られます通り、戦争になりましたから段々と物資が不足致します。そればかりではなく、最近はやや抑へられましたけれども、物價がなかなか騰つて參りました。さういふやうないろ／＼の事情から、平常體驗しなかつた生活上の不安が、かなり色々な人に感じられ、其處へ持つて來て經濟統制その他種々な原因によりまして、或は數十年來の商賣を捨て、他へ轉業しなければならぬ、或は失業しなければならぬとい

ふ様なことも出来て来る。そこで開取引その他芳ばしくない色々なことが出来て来るのでありますが、さうなつて参りますると、人々は一種の生活上の不安に陥り、一種の焦躁心に驅られ、更に人口の都市集中その他色々な原因に依りまして、皆さんの體驗して居られます通り、電車やバスに乗らうとしても大變な難儀をするのであります。實際乗り込む時のあの光景は、皆さんも苦々しいことだと思つて居られるのではありませうけれども、餘り取りすましてゐると何時迄経つても乗れないので、ついお互に吶喊してしまふといふやうな事から、人々の禮儀作法といふものは非常に悪くなつて参つて居るのであります。戦争といふものは、兎もすれば殺伐な氣風を人心に與へるのでありますが、かういふ様な色々な原因によりまして、人生觀といひますか、社會觀といひますか、世人の心構への上に非常な影響を與へ、それが又敏感な少年達にうつつて行くのでありまして、是は皆さんが、電車の中その他街路等に於いて、最近少年達が一體どんな態度を執つてゐるか、御覽下されば解ることだと思ふのであ

ります。

これに關聯しては、學校教育の質的低下といふことも考へなければなりません。例へば國民學校の例を探りましたが、先生方が或は會社その他の方面へ轉職するとか、或は出征するとかいふやうなことがあり、或は又學校の授業も二部教授を頻繁にやらなければならぬといふやうなことなどに依つて、がつちりした教育をする上に於いて、色々な缺點が現はれて来るのでありまして、是が少年の指導の上に悪い影響を及ぼしつゝ知らず識らずの間に、惡の道に陥ち込んで行く原因にもなるのであります。次に警察官の手不足といふことに就いては、別にくだしく申上げる迄もないことだと思ふのでありますが、さういふやうな色々な原因に依りまして、事變以來、とかく不良少年が殖えて参りましたことは、洵に困つたことと言はなくてはなりません。戦争は一面に於ては、國民の精神の緊張その他非常に良い影響を與へますが、只今申しましたやうな好ましくない種々の現象は、素よりその儘放つて置く譯には参りませ

ん。なんとかして之を良くなさなければならぬのであります。

七、少年は國の責

少年といふものは、次代を背負ふ人々であるから大切である——かういふことを今迄申して居りましたが、然し現在に於いては、この考へ方を更に一步進めなければならぬのであります。なる程少年は次代を背負ふ大切な人である、だから之をよく指導し、援護して行かなければならない、といふことはその通りであります。然し更に深く考へますと、少年といふものは次の時代だけではない、現在の國を背負つて居るものであるといふことを、考へねばならぬのであります。今や少年は生産力の重要な擔ひ手となつて居るのであります。少年が強ければ國は強いのであります。少年が弱ければ國は弱まるのであります。

さう見て参りますると、少年といふものゝ立場、少年といふものゝ地位について、

私共ははつきり見直さなければならぬ——少年の地位を再確認しなければならぬといふ問題にぶつかつて來るのであります。それはどういふことであるかと申しますと、子供といふものは、或る一人のお父さん、お母さんの子供であるといふことは成るほど一應その通りである。が、そのみには止まらない！少年が良いか悪いかは、國家の隆昌に密接不可分な關係にあるのであります。さうなりますと、子供といふものはその子供を生んだお父さんやお母さんの子供であるといふことではなく、その社會の子供である、國家の大切な寶である——かういふことを、たゞ口だけではなく、心の底からはつきりと見直して、それに依つて少年に對する取扱その他のことを決めて行く事が必要であると思ふのであります。

近頃は所有權といふものについての考へも以前とは變つて來て居ります。例へば私はこの時計を所有して居る、この時計の上に所有權を持つて居ります。然し之は自分のものであるからといつて、是を自由にどうにでもして良いかと言へば、それは許さ

れません。或は住宅拂底で住宅難の今日、例へば手廣い空家があつて、借り手がそれに殺到した場合に、その持主が傲然として「是は俺の家であるから、貸さうと貸すまいと俺の自由だ、是は空家のまゝ放つて置くのだ」と言ひ得るかどうかといへば、さうは言へないのであります。即ち物を持つて居る人は、社會の爲、國家の爲にといふ線に沿うて、是を利用して行かなければならないといふことになつて來てゐるのであります。物にして然り！ましてや、それに依つて國家の運命が右にもなり左にもなるといふ子供の場合に於いては、それは是を生んだ父母の占有物ではなく、實に國家のものであるといふことを知らなければなりません。そしてさうである以上、その子供に就いて、又その子供の成長に就いては、社會も、國家も一生懸命に力を合せて、少年の不良に陥る事を防がなければならず、又一旦不良になつた場合に於いては是を良い方に引戻す爲に力を注がなければならぬと思ふのであります。

八、少年を護る心

現在、皆さんが世界各国を御覽になりました場合に、今、非常な勢ひで、若々しい力に満ち溢れて進んで行つてゐるのは、青少年の保護育成といふことに最も力を入れてゐる國々であります。ドイツを御覽下さい！イタリーを御覽下さい！ドイツに於いては、ヒットラーが政權を獲得し、また後に於いて、ヒットラー・ユーゲントの組織に依つて、青少年の善導に全力を舉げて居ります。イタリーでは、ムッソリーニがパツラ運動を起しまして、イタリーの青年を力強く導く事に全力を舉げたのであります。でありますから、最近に於きましては、子供の保護といふことに就いては、國家自體が手を着け、是に全力を舉げて行かなければならないといふやうに今や成つてゐるのであります。

然らば少年の保護はたゞ國家だけが力を入れてやればよろしいのでありませうか？

吾々は、自分の家庭の子供さへよければ、他處の惡太郎なんかはどうなつても關係はないと思つてゐて良いでありませうか？

先刻申しましたやうに、子供は國家の寶であります。そして國家を強くし良くしてゆくことは我々總ての者のつとめであります。とすれば、さういふやうな考へ方をしてゐることが大變な間違ひであることは明かであります。社會各層の人々が世間の子供達を見ること恰も我が子を見るが如くに、是を指導し援護してゆかなければならぬ義務があると思ひます。人を雇つてゐる工場主は、自分の所で雇つてゐる少年工に對しては、遠い所から來た可哀さうな子供達である、父親母親の膝許を離れて來てゐる子供である、親の代りになつて一つ是を指導してやらう、自分の工場は一つの學校である、自分の工場に於ける勞務管理は即ち教育である——かういふ心構へを以て工場を經營して頂くことが肝要であります。さうして頂きましたならば、それに依つてどれだけ少年工の不良化を防ぐことになるでありませう。また質屋を經營してゐる人で

あるならば、若し其處に少年が入質に來たやうな場合には、「あゝ、惡たれ小僧が持つて來た質草だから、うんと踏み倒して安く取つてやらう」といふ様な考を起さず、是を却つて説き諭して歸すといふやうに、親身な親の心持を以て取扱つて頂きたいのであります。又カフェーや飲食店などを經營してゐる人なども、少年たちのことを本當に身にしみて考へるならば、こんな子供達から金を儲けるべきではないといふことを考へるのが、日本人の本然の姿であらうと思ひます。

九、少年保護の制度

斯様な次第でありますから、青少年の健全な育成については、社會全體の人々が、最初から深い慈愛と周到なる配慮とを以て之を護り、何等の過誤をも生ぜしめないことが肝要であります。然し若し、不幸にして犯罪に陥り、又は犯罪に陥る虞のある少年がありましたならば、出來るだけ早く之を發見して、適切な指導矯正を加へなければ

ばなりません。

このやうな趣旨から國家は、少年保護の制度を定めてゐるのであります。即ち少年にして刑罰法令に觸るゝ行爲を爲したる者、及び、刑罰法令に觸るゝ虞ある者に對しては、國家が保護を加へ、之を矯正善導して、健全順良なる國民たらしむることになつて居るのであります。その方法としては、本人の性格、家庭の狀況、その他諸般の事情に應じて種々の方法を講ずるのであります。例へば、矯正院（少年院）や少年保護團體等に收容して、嚴格なる規律の下に團體生活を營ましめ、訓育を施し、作業教育を授ける場合もあります。家庭の事情その他によつては、本人を自宅に住まはせ、平常通りの生活をさせながら、少年保護司が之を觀察し、親身の相談相手となつて之を保護善導する場合もあります。その他有効な色々な方法によつて本人の性情を陶冶し、放縱懶惰の惡習を矯正し、忠良なる日本國民たらしむる爲に努力してゐるのであります。

この制度は法律の上では、少年法といふ法律に定めてありまして、少年法では之を保護處分と言つてあります。この保護處分の運用が即ち少年保護事業であつて、その少年保護事業を行ふ中心機關は少年審判所であります。

少年審判所と云へば、名稱は裁判所を思はせますが、實質は裁判所とは全く異なる保護の機關であります。この保護の機關たる少年審判所には、その關係機關として、矯正院や、少年保護團體等があり、又多數の囑託少年保護司を擁して、少年の保護指導に大車輪の活動をしてゐるのであります。

十、少年保護處分の全國化

少年法は大正十一年四月十七日、今から恰度二十年前に公布されたのであります。が、保護處分の制度は、實は當初は極めて一部の地方だけに實施されたものであります。即ち大正十二年一月から昭和八年までは、東京、神奈川、大阪、京都、兵庫の三

府二縣だけにしか行はれませんでした。昭和九年から愛知、岐阜、三重の三縣が加へられ、昭和十一年から更に千葉、埼玉、兩縣が加はつて三府七縣となり、昭和十三年に福岡、佐賀、長崎、熊本、四縣を加へて漸く三府十一縣となり、昭和十六年から三府二十五縣になつたといふやうに、徐々に擴張されて來たのであります。これは法律施行の立て前からは洵に不合理なことではありますが、國家豫算その他の事情により止むを得なかつたものであります。司法保護當局では、これを全國に實施するやうに、毎年努力して來ました結果、昭和十七年一月、少年法公布以來二十年にして漸く、少年保護制度は、全國に施行を見るに至り、茲に初めて、不幸なる少年にして保護處分の恩恵から漏るゝものはないといふ状態になつたのであります。

こゝで少し専門的に亘りますが、少年法の保護處分が全國施行されたことは如何なる意義を有するかといふことに就いて簡単に申述べてみませう。第一に、少年法では保護處分の外に刑事處分に就いても規定してゐるのであります。少年犯罪の對策上、

この二つの處分の重要性を比較するならば、保護處分が刑事處分よりも遙かに重要であることは明かであります。換言すれば、保護處分は少年法の中樞を爲すものでありますから、從來のやうに保護處分を完全に行はずして刑事處分のみを全國に施行しておくことは本末顛倒の行き方であつて、少年法制定の趣旨に悖るものといはねばなりません。いまや保護處分の全國施行によつて右の缺陷が補填された次第であります。

第二には、廣く少年保護を目的とする他の立法——講學上、所謂少年保護法の中には、右に述べた少年法と矯正院法の外、少年教護法及び兒童虐待防止法が含まれるのであります。後の二者は、制定と同時に全國に施行されてゐるに拘らず、少年法の中の保護處分のみが、二十年の久しきに亘つて部分的にしか施行されてゐなかつたことは、洵に權衡を得ないもので、均しく少年保護を目的としながら、十四歳未満の少年は全國統一的に取扱はれ、然らざる少年は跛行的に取扱はれるといふ怪奇なる結果を呈しまして、到底是認し得ない状態であつたのであります。今般、保護處分の全

國化に依つて右の不均衡は打破されるに至つたのであります。

第三に、少年法の保護處分が跛行的に實施されて居りますと、ある地方の少年は保護處分の恩恵に浴し、ある地方の少年はその恩恵を蒙らないといふ結果となります。而して、保護處分を受けた少年は、その犯罪に對する公訴権が消滅し、各種の保護處分の段階的適用に依つて概ね善良なる臣民に育成されるに反し、保護處分を受くる機会なき少年は、起訴猶豫處分を受くる者を除いては、概ね起訴せられ刑罰を執行せられるに至り、遂に前科數犯を重ねる非運に追ひ込まれるのであります。かくの如くんば、人は法の前に於いて平等なりとの憲法上の鐵則は、少年に對しては適用せられない實情となるのであります。洵に不合理極まるものと謂はねばならなかつたのであります。今般保護處分の全國施行によりまして右の鐵則が少年の上にも及ばされることになつたのであります。

第四は、保護處分の全國施行によつて始めて、この處分の運用は、圓滑かつ効果的

に行はれるやうになつたことを、強調して置かねばなりません。從來は、保護處分の跛行的施行の爲に、少年保護上遺憾な點が尠くなく、例へば保護少年が未施行地に移りました場合には、或は審判を開始することが出来ず、又は保護處分終了の手續を爲すの外はなかつたのであります。しかも交通機關の完備せる現代に於ては少年が未施行の隣縣に逃走、移轉することは頻發するのでありますから、保護處分の運用に大きな障礙を來したのであります。いまや保護處分の全國施行によつて右の障礙が除かれることになつたのであります。

保護處分の全國化の効果については、なほいろ／＼考へられるのであります。最も重要なものとしては、さしあたり右の四つを擧げることが出来るのであります。

十一、家庭と少年保護

右の如くにして少年保護の制度は全國的に一應の整備を見たのであります。この

制度の運営に就き、近頃、少年審判所に於きましては、各地に母の會を創つて居ります。それは少年保護の仕事に就いて、お母様達に中心となつて頂き、充分の自覺の下にお力添をして頂きたいといふ趣旨からであります。

少年の保護は、勿論國家社會の全部が力を協せてやらなければならぬ仕事であります。然し乍ら、少年保護の最後の據點、最終のトーチカは何處であるかと言へば、それは即ち家庭であります。假りに國家がやらなくても、社會がやらなくても、家庭は是をやらなくてはならないのであります。家庭は少年の地盤でありますから、少年がよくなるのも悪くなるのも、結局は家庭の狀況に依るところが大きいのであります。

曾つて私共が扱ひましたある少年は、家庭もあまりよくないせいか、手に負へない不良だといふので、保護少年として矯正院に入れたのであります。其處にゐると二年で本當に立派な少年になり、更生を誓つて自分の家庭に歸つたのであります。

ところが、その家庭はどうなつて居たかと言ひますと、依然として元のまゝで、父親は朝から酒を飲んで居り、朝から母親を小突き廻してゐるといふ始末でありまして、少年が父親の前に立派に手をついて「お父さん、お母さん、私は以前は悪いことばかりして、御迷惑をかけて居りましたが、今はすつかり、心を入れ替へました。今後は罪滅しを兼ねて更生を致します。お許し下さい」と言つて、頭を下げた所が、その父親は何と言つたか——いきなりその少年を足蹴にして「しやらくさいことを言ふな。一體何處でそんな言葉を覚えて來たのだ。お前のやうな者は何處かへ出て行け」と言つた。萬事がこの調子でありましたので、遂に折角更生しようとしたその少年は再び家を飛出して、遂に竊盜、強盜をやるやうになつてしまつたといふ事實があるのであります。實にこれは情ないことでありまして、父がもう少し目覺めてゐたならば、家庭がもう少ししつかりしてゐたならば、といふことを痛感させられるのであります。かういふ様に、子供が悪くなつたことに就いて家庭の責任を問はねばならない事例

は、相當に多いのであります。外國に於ては、子供が悪いことをやりました時に、事情如何に依りまして、その家庭に落ち度があると認められました時には、その父母を罰して居ります。我國にはさういふ制度はありませんが、やはりその精神でやらなければならぬと思ふのであります。

子供を健全に育てることは家庭のつとめでありませぬ。家庭に於いては、何を措いてもこの事に努力しなくてはならないのであります。家庭は少年を援護輔導すべき義務があると申さなければなりません。と同時に、家庭はまた不良化した子供を援護輔導すべき権利も持つて居るのであります。御承知の如く、少年の不良化といふものは、流行性感冒と同じやうなものであります。どしどし感染して行くのであります。大人の犯罪の場合とは違ひまして、ある一人の力強い魅力に富む不良少年が出て参りますと、その近所の少年はどん／＼悪くなつてしまふのであります。元來悪いことといふものは、魅力があると申しますか、どうも良いものを壓する傾きがあるのであります。

して、雜草は野菜を仆して生え、又經濟學に於けるグレシヤムの法則に依れば、悪貨は良貨を驅逐してしまふのであります。さういふ譯でありますから、「他處の悪太郎なんかどうでも良い」などと言つて居たられば大變であります。悪くなつた子供があつたならば、それが他所の子供であつても、之を善導して立派な少年に立ち歸らせるといふこと、そして、それに依つてすべての日本の少年を護るといふことは、日本の家庭の權利であると申さなければなりません。

十二、日本の母の書

先に申しました通り、少年保護は究極に於て家庭の力に俟たねばならぬのであります。家庭に於いての中心は、少年保護に關する限り母親になければならぬのであります。その意味に於いては、父親の役割は寧ろ割りが悪いと申さねばなりません。私などは約三十年前に母親を失つて居りますけれども、この齡になつた今でも、時々母

親の夢を見るのでありますが、然し父親の夢をそのやうに頻繁に見るかと言へば、さうは見ないのであります。母の感化力は永遠に生きるものであります。どんな英雄も、どんな豪傑も、三歳か四歳までは、母の乳を呑み、母に抱かれ、母に背負はれ、總て母に依つて育てられて來てゐるのであります。従つて子供が良くなるか悪くなるかは母の影響が一番大きいのであります。それほどに母の愛は深く強いのであります。愛は死よりも強しと申しますが、洵に母の愛は絶對であります。かの主義の爲には死をも恐れず、誰が何と言はうとも生命がけて入つた運動を守り通さうとして、絶對に轉向しない共産黨の連中であへも、母の愛の前には遂に我を折つて轉向する事例が尠くないのであります。しかも、世界の母の中でも、我が國の母が特に深い愛の權化であり、子供の最も慈愛深き母であることは、世界のすべての人の等しく認むる所であります。我國の婦人は、特にお母様としては、世界各國の婦人の中でも最も優れた素質を持つてゐるものと私は考へます。

ドイツの婦人は、賢明であり謙虛な心の持主であり、そして家政の切盛りが非常にうまいといふことで、ヨーロッパでは評判でありまして、アメリカの青年達の中には、最近ではさういふこともありませんが、今度の戦争の始まる前迄は、アメリカの婦人に呆れて、わざわざ千里の道を遠しとせずしてドイツ婦人と結婚する爲にドイツへ參つた者もあるのであります。私などもドイツへ參りまして、三、四年向ふの家庭に居りまして、ドイツの婦人の美點は充分認めて居るつもりでありますが、さういふドイツ婦人と雖も、子供を愛するよき母としては日本婦人に到底及ばないのであります。日本のお母様方は、子供に對する愛の深さに於て世界中で一番優れてゐるといふことを私は痛感したのであります。只問題はその絶對の愛を如何に教育的に子供の指導に注ぐか、といふ點であります。而してそれが適正を得ますならば、その時こそ、日本の母は本當に世界に類のない優れた母となることが出来るのであります。どうかこの優れた素質を持たれ、熱意をもたれてゐる日本のお母様の方々は、少年保護とい

419
79

ふことが如何に重大なことであるか、それは單に自分の子供のみを良くするといふ小乗的な立場ではなく、更に超越しまして、社會の子供を良くし、國家の子供を良くする仕事であるか、このやうな大乗的な立場に立つことが如何に大切であるかといふことを、よくよくお考え下さいまして、重大時局下の少年保護事業の爲に、一段のお力添へを賜はりたいといふことをお願する次第でございます。

本稿は少年法公布二十周年に際し四月十七、八日少年保護記念日に當つて執筆されたものであります——編者

昭和十七年三月十五日印刷
昭和十七年三月廿九日發行

(非賣品)

不許
複製

編輯人

東京市麹町區三番町七番地ノ十二
財團法人 司法保護協會内

發行人

鈴木 信海

印刷人

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地
渡邊 丑之助

印刷所

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地
愛宕印刷株式會社

發行所

東京市麹町區三番町七番地ノ十二
財團法人 司法保護協會

電話九段(33)三三六、三三七、三三〇
振替東京九八五八一

配給元

東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社
日本出版文化協會會員第二二〇三三號

